

那覇市公報

第 1 6 3 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例（生活衛生課）…………… 1440

◇規 則◇

○那覇市公有財産規則の一部を改正する規則（管財課）…………… 1444

○那覇市漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則（生活衛生課）…… 1445

◇訓 令◇

○那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政経営課）…………… 1450

◇告 示◇

○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課）
…………… 1452

○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課）
…………… 1453

○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課）
…………… 1454

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1454

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…………… 1456

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

（保護管理課） 1457

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課） 1458

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課） 1459

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について（保護管理課） 1460

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課） 1461

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課） 1462

○公共施設に関する工事の完了について（建築指導課） 1463

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について 1464

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 1465

◇教育委員会規則◇

○那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則 1465

◇教育委員会訓令◇

○那覇市立幼稚園処務規程の一部を改正する訓令 1467

◇選挙管理委員会告示◇

○当選人の住所及び氏名について 1468

◇保健所長訓令◇

○那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	1469
--------------------------------	------

条 例

那覇市条例第46号

平成26年11月12日

公 布 済

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例

（那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（診療の方針） 第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。 (1)～(5) [略] (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、<u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）<u>第2条第16項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。 (7) [略]	（診療の方針） 第19条 [略] (1)～(5) [略] (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。 (7) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市手数料条例の一部改正）

第2条 那覇市手数料条例（平成24年那覇市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

16 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(4) [略]			
(5)	法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は <u>賃貸業</u> の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料	[略]
(6)	法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は <u>賃貸業</u> の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料	[略]
(7)～(16) [略]			
(17)	政令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは <u>賃貸業</u> の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	[略]
(18)	政令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは <u>賃貸業</u> の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	[略]

17～25 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(4) [略]			
(5)	法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可申請手数料	[略]
(6)	法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料	[略]
(7)～(16) [略]			
(17)	政令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	[略]
(18)	政令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	[略]

17～25 [略]

規 則

那覇市規則第51号

平成26年10月24日

公 布 済

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則

那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(取得、管理及び処分の合議) 第4条 課の長は、次の表に掲げる財産の取得、管理及び処分に関することについては、総務部長又は管財課長に合議しなければならない。ただし、表第4号から第8号までの教育委員会の所管に属するものについては、この限りでない。 〔表 別記〕	(取得、管理及び処分の合議) 第4条 〔略〕 〔表 別記〕
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

[第4条の表]

合議事項		合議区分	総務部長	管財課長
(1) 公有財産の取得 に関すること。	不動産	[略]		
	予定価格500万円以上の動産		○	
	予定価格500万円未満の動産			○
(2)～(9) [略]				
(10) その他部の長が重要又は異例であると認める 公有財産の管理及び処分に関すること。			[略]	

[改正後 別記]

[第4条の表]

合議事項			合議区分	総務部長	管財課長
(1) 公有財産の取得 に関すること。	不動産		[略]		
	<u>不動産以外 のもの</u>	<u>予定価格500万 円以上</u>	○		
		<u>予定価格500万 円未満</u>			○
(2)～(9) [略]					
(10) その他部の長が重要又は異例であると認める 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。			[略]		

那覇市規則第52号

平成26年11月12日

公 布 済

那覇市漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 将 光

那覇市漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(那覇市漁港管理条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市漁港管理条例施行規則(昭和54年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(危険物等の種類) 第2条 条例第6条第3項の規定による危険物等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び別表第2に掲げる物で薬事法(昭和35年法律第145号)に定める医薬品及び医薬部外品以外のもの (3)～(5) 〔略〕	(危険物等の種類) 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び別表第2に掲げる物で<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>(昭和35年法律第145号)に定める医薬品及び医薬部外品以外のもの (3)～(5) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市薬事法施行細則の一部改正)

第2条 那覇市薬事法施行細則(平成25年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市薬事法施行細則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>薬事法</u>(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>薬事法施行令</u>(昭和36年政令第11号)及び<u>薬事法施行規則</u>(昭和36年厚生省令第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	<u>那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u>(昭和36年政令第11号)及び<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</u>(昭和36年厚生省令第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(薬局等の管理者の兼務の許可等) 第2条 法第7条第3項ただし書、法第28条第3項ただし書又は法第35条第3項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書(第1号様式)を保健所長に提出しなければならない。 2～3 [略] 第1号様式(第2条関係) [略] <u>薬事法</u>(第7条第3項ただし書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書)の規定により、次のとおり申請します。 [略] 第2号様式(第2条関係) [略] 年 月 日付け申請のあった管理者兼務については、<u>薬事法</u>(第7条第3項ただし書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書)の規定により、下記のとおり許可します。 [略] 第4号様式(第2条関係) [略] <u>那覇市薬事法施行細則</u>第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。 [略] 第5号様式(第3条関係) [略] <u>那覇市薬事法施行細則</u>第3条第2項の規定	(薬局等の管理者の兼務の許可等) 第2条 法第7条第3項ただし書、法第28条第3項ただし書、<u>法第35条第3項ただし書又は法第39条の2第2項ただし書</u>の規定による許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書(第1号様式)を保健所長に提出しなければならない。 2～3 [略] 第1号様式(第2条関係) [略] <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>(第7条第3項ただし書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書・<u>第39条の2第2項ただし書</u>)の規定により、次のとおり申請します。 [略] 第2号様式(第2条関係) [略] 年 月 日付け申請のあった管理者兼務については、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>(第7条第3項ただし書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書・<u>第39条の2第2項ただし書</u>)の規定により、下記のとおり許可します。 [略] 第4号様式(第2条関係) [略] <u>那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</u>第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。 [略] 第5号様式(第3条関係) [略] <u>那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効</u>
---	---

により、次のとおり申請します。 [略]	性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。 [略]
第6号様式(第3条関係) [略]	第6号様式(第3条関係) [略]
那覇市薬事法施行細則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。 [略]	那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。 [略]
備考 1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

（那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部改正）

第3条 那覇市保健所長に対する事務委任規則（平成25年那覇市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（<u>薬事法</u>に関する事務） 第20条 <u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）、<u>薬事法施行令</u>（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）及び<u>薬事法施行規則</u>（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(20) [略] (21) 法第39条第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸貸業</u>の許可に関すること。	（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>に関する事務） 第20条 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u>（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）及び<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</u>（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(20) [略] (21) 法第39条第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>の許可に関すること。

(22) 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は<u>賃貸業</u>の許可の更新に関すること。 (23) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び<u>賃貸業</u>の届出の受理に関すること。 (24) 法第40条第1項及び第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び<u>賃貸業</u>並びに管理医療機器の販売業及び<u>賃貸業</u>の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関すること。 (25) [略] (26) 法第69条第2項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問(薬局開設者、医薬品の販売業者(配置販売業者を除く。))又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは<u>賃貸業者</u>(以下この条において「薬局開設者等」という。)に係るものに限る。)に関すること。 (27)～(35) [略] (36) 法第73条の規定による薬局の管理者及び店舗管理者並びに営業所管理者並びに医療機器の販売業及び<u>賃貸業</u>の管理者の変更の命令に関すること。 (37)～(55) [略] (56) 政令第44条の規定による許可証の交付(薬局開設、医薬品の販売業(配置販売業を除く。))又は高度管理医療機器等の販売業若しくは<u>賃貸業</u>(以下この条において「薬局開設等」という。)に係るものに限る。)に関すること。 (57)～(63) [略]	(22) 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は<u>貸与業</u>の許可の更新に関すること。 (23) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び<u>貸与業</u>の届出の受理に関すること。 (24) 法第40条第1項及び第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び<u>貸与業</u>並びに管理医療機器の販売業及び<u>貸与業</u>の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関すること。 (25) [略] (26) 法第69条第2項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問(薬局開設者、医薬品の販売業者(配置販売業者を除く。))又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは<u>貸与業者</u>(以下この条において「薬局開設者等」という。)に係るものに限る。)に関すること。 (27)～(35) [略] (36) 法第73条の規定による薬局の管理者及び店舗管理者並びに営業所管理者並びに医療機器の販売業及び<u>貸与業</u>の管理者の変更の命令に関すること。 (37)～(55) [略] (56) 政令第44条の規定による許可証の交付(薬局開設、医薬品の販売業(配置販売業を除く。))又は高度管理医療機器等の販売業若しくは<u>貸与業</u>(以下この条において「薬局開設等」という。)に係るものに限る。)に関すること。 (57)～(63) [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第15号

平成26年10月24日

公 表 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、平成26年10月24日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分		専決者
[略]			
財産に関する 事項	[略]		
	動産の取得処分に関すること。	[略]	
	物品購入の契約に関すること。	[略]	
	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分		専決者
[略]			
財産に関する 事項	[略]		
	動産の取得処分に関すること。	[略]	
	不動産及び動産以外の公有財産の取得処分に関すること。		部長
	物品購入の契約に関すること。	[略]	
	[略]		
[略]			

告 示

那覇市告示第 323 号

平成 26 年 11 月 5 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

- 1 廃止番号：第 1 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 26 年 11 月 5 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字上間長崎原 534
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 28.65m
幅員 4.00m

那覇市告示第 324 号
平成 26 年 11 月 10 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長職務代理者
那覇市副市長 久 高 將 光

- 1 廃止番号：第 2 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 26 年 11 月 10 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市首里金城町三丁目 24- 3、24- 4
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 6.00m
幅員 4.00m

那覇市告示第 325 号
平成 26 年 11 月 10 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長職務代理者
那覇市副市長 久 高 將 光

- 1 廃止番号：第 3 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 26 年 11 月 10 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市繁多川二丁目 460 番 4, 8, 12
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 8.91m
幅員 6.00m

那覇市告示第 333 号
平成 26 年 11 月 17 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長職務代理者
那覇市副市長 久 高 將 光

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成26年 10月 31日

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久高 將光 様

実施機関 那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久高 將光

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	企画調整課 電話 内線2121
業 務 の 名 称	平成26年度 那覇市民意識調査
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成26年 10月 28日
目的外利用等をする 個人情報の内容	本市に居住する満20歳以上の男女のうち、年齢等間隔抽出法により抽出される5,000人の住所・氏名（よみがな含む）・性別・年齢の各情報
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	市民意識調査を実施するために、調査票を送付する対象者を無作為抽出により選定した。当該調査は、日常生活における市民意識と行政に対する要望・評価を把握するとともに、今後の市政・施策に反映させるためのもので、第4次那覇市総合計画に掲げられた指標確認も当該調査を通じて行う。 ※那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号（審議会承認類型事項5）に該当
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	企画財務部企画調整課
所 管 部 課	市民文化部ハイサイ市民課

那覇市告示第 347 号

平成 26 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
ひばり薬局	親泊 正	平成 26 年 10 月 1 日～ 平成 32 年 9 月 30 日
那覇市久茂地二丁目 9 番 25 号	1 階	
ペリークリニック	新城 哲治	平成 26 年 11 月 1 日～ 平成 32 年 10 月 31 日
那覇市山下町一丁目 1 番 17 号	2 階・3 階	
ペリークリニック	新城 哲治	平成 26 年 11 月 1 日～ 平成 32 年 10 月 31 日
那覇市山下町 1 番 17 号	2 階・3 階	
なかよし内科クリニック	仲吉 朝史	平成 26 年 11 月 4 日～ 平成 32 年 11 月 3 日
那覇市真嘉比二丁目 29 番 28 号	2 階	

那覇市告示第 348 号

平成 26 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
三原薬局		平成 26 年 8 月 21 日
管理者	杵鞭 充治（佐藤 朋幸）	
島袋整形外科		平成 26 年 3 月 1 日
所在地	那覇市真嘉比三丁目 6 番 14 号 (那覇市字真嘉比 93 番地 2)	
くばがわメディカルクリニック		平成 26 年 10 月 20 日
名称	くばがわメディカルクリニック (くばがわ内科クリニック)	

ペリークリニック		平成 26 年 11 月 1 日
所在地	那覇市山下町1番17号 2階・3階 (那覇市山下町一丁目1番17号 2階・3階)	

那覇市告示第 349 号

平成 26 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	廃止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 辻町若狭クリニック 居宅介護支援事業所	平成 26 年 10 月 31 日
那覇市若狭二丁目 1 番 10 号	
ケアプラスワン	平成 26 年 11 月 30 日
那覇市繁多川一丁目 17 番 7 号 光陽マンション 1 階	

那覇市告示第 350 号

平成 26 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
小濱 重光	はり・きゅう、 あん摩・マッサージ	平成 26 年 10 月 24 日
治療院大きな手	那覇市古島 2 丁目 26 番地 1-202	
平田 満	はり・きゅう	平成 26 年 10 月 29 日
在宅マッサージ・ラル治療院	那覇市曙二丁目 3 番 12 号 サンフラワービル 1 階	

那覇市告示第 351 号

平成 26 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
平田 満		平成 26 年 10 月 22 日
名称	在宅マッサージ・ラル治療院（ひろ治療院）	
所在地	那覇市曙二丁目 3 番 12 号 サンフラワービル 1 階 （那覇市字寄宮 173 番地 1 1 階）	

公 告

那覇市公告第 335 号

平成 26 年 11 月 18 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 352 号
平成 26 年 12 月 1 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 25 年 10 月 3 日 第 H25-01-1 号 那覇市指令都建第 1950 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市仲井真 389-1, 389-2, 389-5, 389-6
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図の通り
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市繁多川 1 丁目 14 番 1 号 大城 スミ子
那覇市字仲井真 387 番地 1 神里 徳光
- 5 検査済証番号 平成 26 年 11 月 12 日 那都建第 363 号
- 6 工事完了年月日 平成 26 年 10 月 21 日

那覇市公告第 353 号
平成 26 年 12 月 1 日

公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 26 年 10 月 21 日 第 H26－04 号 那覇市指令都建第 2402 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字仲井真東オフリー原 367 番 1 他 6 筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図の通り
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市字国場 33 番地 嘉数 キヨ
- 5 検査済証番号 平成 26 年 11 月 10 日 那都建第 386 号
- 6 工事完了年月日 平成 26 年 10 月 25 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 30 号

平成 26 年 11 月 14 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 459 号
指定工事店名	合同会社 巧工業
営業所所在地	浦添市城間 2 丁目 12 番 11 号
代表者名	安座間 功
指定の有効期間	自 平成 25 年 4 月 23 日 至 平成 30 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 26 年 10 月 6 日
異動事由	代表者・商号の変更

那覇市上下水道局告示第 31 号
平成 26 年 11 月 14 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 471 号
指定工事店名	夢 電
営業所所在地	南風原町字照屋 253－6 東宝建設ビル 19 402
代表者名	与那覇 忠彦
有効期間	自 平成 26 年 10 月 23 日 至 平成 31 年 3 月 31 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 14 号
平成 26 年 11 月 10 日
公 布 済

那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園管理運営規則（平成24年那覇市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（休業日） 第6条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。 （1）～（2） 〔略〕 （3） 学年始休業日 4月1日から<u>4月8日</u>まで （4）～（6） 〔略〕 （7） 学年末休業日 <u>3月19日</u>から3月31日まで （8）～（9） 〔略〕 （入園の手続） 第11条 入園（再入園を含む。）を希望する幼児の保護者は、入園願書に住民票謄本、<u>保証人連署の誓約書及び入園料</u>を添えて園長に提出するものとする。 2 転入園を希望する園児の保護者は、前項に規定する<u>もの（入園料を除く。）</u>に、現に在園する幼稚園の在園証明書を添えて提出するものとする。	（休業日） 第6条 〔略〕 （1）～（2） 〔略〕 （3） 学年始休業日 4月1日から<u>4月5日</u>まで （4）～（6） 〔略〕 （7） 学年末休業日 <u>3月16日</u>から3月31日まで （8）～（9） 〔略〕 （入園の手続） 第11条 入園（再入園を含む。）を希望する幼児の保護者は、入園願書に住民票謄本<u>及び保証人連署の誓約書</u>を添えて園長に提出するものとする。 2 転入園を希望する園児の保護者は、前項に規定する<u>書類</u>に、現に在園する幼稚園の在園証明書を添えて提出するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

（施行期日）

- 1 この規則中、第6条の改正規定は平成27年4月1日から、第11条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条の規定は、平成27年4月1日以後に入園する者について適用し、同日前に入園する者については、なお従前の例による。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第2号

平成26年11月10日

公 表 済

那覇市立幼稚園処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市立幼稚園処務規程の一部を改正する訓令

那覇市立幼稚園処務規程（平成21年那覇市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1（第3条関係）

事項	決裁者
[略]	
入園料及び保育料の収納に関すること。	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1（第3条関係）

事項	決裁者
[略]	
保育料及び預かり保育料等の収納に関すること。	[略]
[略]	

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 68 号

平成 26 年 11 月 18 日

掲 示 済

当選人の住所及び氏名について

平成 26 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における当選人の住所、氏名及び得票数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

那覇市長選挙

住 所	氏 名	得票数
沖縄県那覇市寄宮 3 丁目 3 番 5-724 号 寄宮市街地分譲住宅	城間 幹子	101,052

那覇市議会議員補欠選挙

住 所	氏 名	得票数
沖縄県那覇市字小緑 878 番地 5	内海 恵美子	52,740
沖縄県那覇市首里赤平町 1 丁目 50 番地 8	金城 敏雄	28,995

保健所長訓令

那 覇 市 保 健 所 長 訓 令 第 1 号

平 成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

公 表 済

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市保健所長 東 朝 幸

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市保健所長の事務決裁規程（平成25年保健所長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保健所長の決裁事項） 第3条 保健所長の決裁事項は、次のとおりとする。	[略]
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]
(10) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく医薬品の販売業の許可の取消しに関すること。	(10) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)</u> に基づく医薬品の販売業の許可の取消しに関すること。
(11)～(15) [略]	(11)～(15) [略]
（課長の専決事項） 第4条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 [表 別記]	（課長の専決事項） 第4条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 [表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。

[改正前 別記]

[第4条の表]

課	専決事項
[略]	
生活衛生課	(1)～(40) [略] (41) <u>薬事法</u> に基づく医薬品の販売業の許可に関する事 こと。 (42) <u>薬事法</u> に基づく医薬品の販売業の廃止、休止、再開及び変更の 届出の受理に関する事 こと。 (43)～(50) [略]
[略]	

[改正後 別記]

[第4条の表]

課	専決事項
[略]	
生活衛生課	(1)～(40) [略] (41) <u>医薬品医療機器等法</u> に基づく医薬品の販売業の許可に関する事 こと。 (42) <u>医薬品医療機器等法</u> に基づく医薬品の販売業の廃止、休止、再 開及び変更の届出の受理に関する事 こと。 (43)～(50) [略]
[略]	

